

# 三田市職員・学校教職員のための 性の多様性への理解促進に向けたハンドブック

～誰もが自分らしく暮らせるまち三田をめざして～



三田市・三田市教育委員会

◆ 目次 ◆

はじめに

|                         |    |
|-------------------------|----|
| I. 性の多様性に関する基礎知識        | 1  |
| 1. 性を構成する要素             |    |
| 2. LGBT と SOGI          |    |
| II. 職員・教職員として理解・配慮すべきこと | 3  |
| 1. 性別表記について             |    |
| 2. 環境整備                 |    |
| 3. 災害時の対応               |    |
| 《学校において理解・配慮すべきこと》      | 6  |
| 1. 性的マイノリティに係る取り組みの経緯   |    |
| 2. 教職員に求められる基本的な姿勢      |    |
| 3. 学校における支援について         |    |
| 4. 具体的な配慮と各場面における支援について |    |
| 5. 医療機関との連携について         |    |
| III. 三田市の取り組み           | 12 |
| 1. 特設電話相談               |    |
| 2. パートナーシップ宣誓制度         |    |
| 3. レインボーステッカー           |    |
| 4. 強化月間の取り組み            |    |
| IV. 性に関する用語             | 22 |
| V. 相談窓口                 | 23 |

## I. 性の多様性に関する基礎知識

### 1. 性を構成する要素

誰もが出生時に「男」か「女」と判断され、その性別のとおりにより育ち、異性を好きになるのでしょうか？

性のあり方には、身体の性以外にもさまざまな要素があります。主に下記の4つの要素の組み合わせによって性のあり方が構成されます。この組み合わせは多様で、人の数だけあると言われていて、はっきりと男女どちらか一方に分けられるものではないため、「性はグラデーション」と言われることもあります。

#### ① 身体の性

「からだ」の性。  
身体的な特徴や染色体などより客観的に判断されるものです。外性器で判断される場合が多いですが、染色体の組み合わせなど体の性の違いは、目に見えるものだけではありません。

#### ② 性自認

「こころ」の性。  
自分自身が認識している性別のことです。身体の性と一致せず、自分自身の身体に違和感を持っている人や、男性でも女性でもないと感じている人もいます。

#### ③ 性的指向

「好き」の性。  
恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性別に向かっているかを示すものです。「男性が好き」「女性が好き」「男女両方が好き」また、「性別に関係なく恋愛感情を抱かない」「性別に関係なく恋愛感情を抱く」といったことです。

#### ④ 性別表現

「らしさ」の性。  
服装や言葉遣い、振る舞いを、自分自身がどのように表現したいかということです。性自認と一致することが多いですが、一致しない場合もあります。

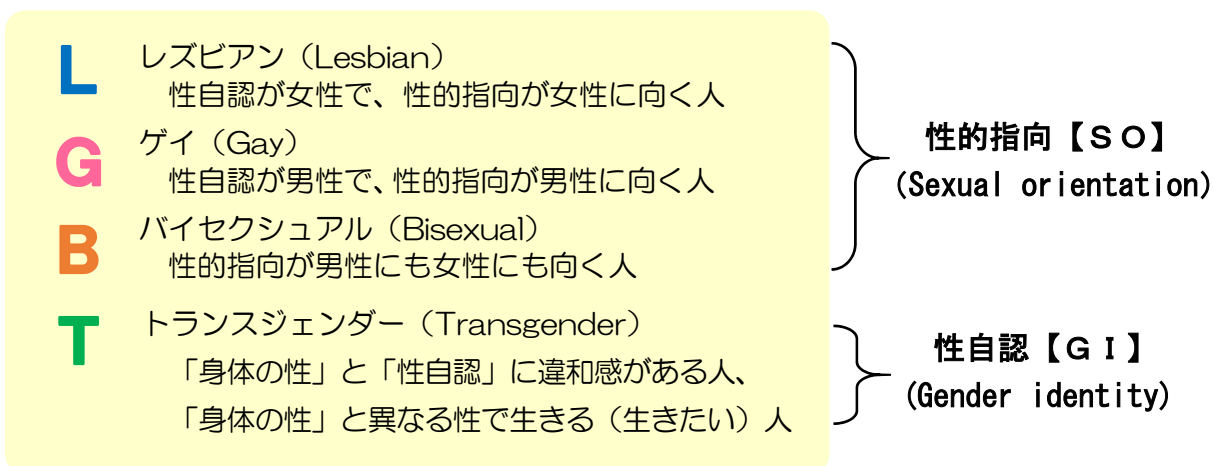
### 2. LGBT と SOGI

「LGBT」とは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーという、性的指向・性自認が周囲と異なる人々のうち、代表的とされるものの頭文字を取った総称です。

これらの他にも、インターセックス（身体的に男女の区別が付きにくい人）、アセクシュアル（同性も異性も好きにならない人）、クエスチョニング（性自認や性的指向が明確でない、または、明確にさせないことを望む人）などがあり、そうした自分の性の

あり方が周囲と異なる人々を広く総称して、性的マイノリティ（セクシュアルマイノリティ、性的少数者）と呼ぶこともあります。

それに対し、「SOGI（ソギ・ソジ）」とは、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字を取った総称です。



「LGBT」という言い方では、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルが性的指向についてのマイノリティであり、トランスジェンダーが性自認についてのマイノリティであるということが伝わりにくいため、「性的指向と性自認」という概念を表す言葉として「SOGI」という言い方が生み出されました。SOGIは、2006年（平成18年）のジョグジャカルタ宣言以降、国連の諸機関で広く用いられており、マイノリティの人々だけではなくすべての人に関わる概念です。

### 「トランスジェンダー」と「性同一性障害」は同じ意味？



「トランスジェンダー」と「性同一性障害」は、イコールではありません。性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で、身体的治療であるホルモン治療や性別適合手術などを開始するための診断名であり、医学用語です。

トランスジェンダーの人全員が性同一性障害の診断を受けている、または、医療行為を希望しているわけではありません。

なお、世界保健機構（WHO）は、性同一性障害を精神疾患から削除し、新たに性別不合（Gender Incongruence：GI）として位置づける作業を進めています。

## II. 職員・教職員として理解・配慮すべきこと

### 1. 性別表記について

三田市では、平成17年4月1日に「各種申請書・諸証明書への押印・性別表記の見直しに関する基準」に基づき、申請書類等における性別記載の見直しについて以下のように取り組んできました。

性的マイノリティ支援の観点から、改めて各課において確認してください。

#### ◆ 性別記載の見直し

##### (1) 見直しの原則

人権施策を推進するため、申請書等及び市民等に交付する諸証明等については、次に掲げる場合を除き、原則として性別記載の義務付けを廃止する。

【考え方】・個別に具体的な事例で判断するのではなく、原則廃止としてその例外を類型として分別する。

- ① 法令又は兵庫県の条例等（要綱等を含む。）に定めがあるもの（国等の指導により他の自治体等との統一した取扱いが求められているものを含む。）

【考え方】・法令等に定めがあるものは、当然のこととして市の判断が及ぶものではない。  
・また、これと類推できるものとして、国による通達や兵庫県の要綱等は、法的拘束力はないものの、他の自治体等との統一した取扱いは市民にとっても一定のメリットがあると考えられるため、これを含むこととする。

- ② 各種サービスの供給等に対する申請書等に対し、その資格判定等を必要とするもの

【考え方】・性別に応じた取扱いを要するものであり、性別の確認は必要である。  
(例) 保育所入所申込書、市民福祉金申請書、市営住宅入居申込書など

- ③ 統計的なデータ（構成数・構成比率等）を集約し、以後の施策の展開を図る必要があるもの

【考え方】・性別を統計として集約し、後の施策に反映させるものであり、性別の確認は必要である。

- ④ 受付時等に際し、本人特定要件として必要とするもの

【考え方】・性別は、第一義的に本人特定の要件として重要である。  
(例) 印鑑登録申請書、住民異動届、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用申請書など

#### ◆ 押印及び性別記載の根拠の設定等

この基準に基づき、申請書等に係る押印及び性別記載の取り扱いを変更又は追加したものは、規則、要綱等の変更又は整備を行う。

【考え方】・変更が生じるものについてのみ、該当する規則、要綱等の変更を行う。

## (1) 基準

性別記載は原則廃止です。ただし、例外もあります。

### 【例外】

- ①法令に定めのあるもの
- ②資格判断等必要とするもの
- ③アンケート（意識調査）等の統計的なデータを集約する業務において性別を統計として集約し、以後の施策の展開を図る必要があるもの。
- ④受付時等に際し、本人特定要件として必要とするもの。

## (2) アンケート等での記載例

性別不合（出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しない）の人や心の性が男女の枠に当てはまらない人にとっては、性別記載を記入する場面においても生きづらさを感じています。

このようなことから、アンケート（意識調査）等においては、性別記載の必要性の有無について十分な検討を行ってください。

調査において性別記載を必要とする場合は、下記の記載例を参考に、調査目的と照らし、どのような設問・選択肢が最も受け入れやすいか検討してください。担当課で判断が難しい場合は人権推進課までご相談ください。

(記載例①) ※調査上、必ず男女の性別記載を必要とするもの。

[設 問] あなたの性別は？

(注) 調査の目的上、戸籍上の性別を記入してください。

[選択肢] 男性・女性

(記載例②)

[設 問] あなたの性別は？

(注) 自身が思われる性別を記入してください。

[選択肢] ■男性・女性・どちらともいえない

■男性・女性・答えることができない

■（ ） ← 選択肢を設けず本人の意思で記入

## 2. 環境整備

市では、公共施設の「多目的トイレ」に「どなたでもご利用ください」という内容の表示を行っています。

トイレや更衣室等の性別を区別した施設や、避難所の運営については、なるべく本人の意思を尊重しつつ、他の利用者との調整をどう行うのか等、施設の事情を勘案し、個別に検討し対応を図っていく必要があります。

## 3. 災害時の対応

災害時、被災者の中に性的マイノリティの方がいらっしゃることを忘れてはなりません。特に避難所では当事者に配慮した対応が求められるため、「三田市避難所運営マニュアル」への表記、避難所運営訓練などを通じ、配慮すべき点を確認する必要があります。

避難所運営や復興支援に携わる職員は、当事者の困りごとや不安に思う気持ちを理解し、受け止めるような意識を持つことが重要です。

### 【災害時に想定される困りごとの例】

- ・避難所に届いた支援物資が、登録されている性別ごとに配布されたため、性自認に基づく肌着や衣服などを入手することができなかった。
- ・避難所のトイレが男女分けのものしかなく、見た目の性と性自認が不一致であったため利用しにくかった。
- ・避難所を管理する自治体職員に性的指向や性自認への配慮を求めたところ、「こんな大変な時にわがままを言わないで欲しい」とたしなめられた。
- ・周囲の視線が気になり、避難所で同性パートナーと一緒に寝起きすることができず、不安な毎日を過ごすこととなった。
- ・復興支援住宅に同性パートナーとの入居を希望していたが、申し込みがカミングアウトにつながることに恐怖を感じ、申し込みを断念した。

※「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会）より抜粋

### 【性的マイノリティに配慮した避難所運営のポイント】

- ・避難所運営委員会の役員や班長は性別が偏らないように配置します。
- ・トイレや更衣室は性別ごとに設けるほか、性別を問わず利用できる多目的トイレや個室利用できる更衣室も設けます。
- ・女性や性的マイノリティに関する問題を相談できる相談窓口を掲示板等に掲示します。

※三田市避難所運営マニュアルより抜粋



## 《学校において理解・配慮すべきこと》

### 1. 性的マイノリティに係る取り組みの経緯

「人権の擁護（平成31年度版）」（法務省人権擁護局発行）では、取り組みが求められている主な人権課題が17項目取り上げられており、その中に「性的指向」「性自認」の項目が入っています。

性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのために、まずは教職員が、誤った認識や偏見等をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

性的マイノリティに関する法律や文部科学省通知など、性的マイノリティに係る取り組みの経緯は以下のとおりです。

#### 【性的マイノリティに係る取り組みの経緯】

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立（平成16年7月施行）  
定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱い等を規定しています。

○以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること

- 一. 二十歳以上であること。
- 二. 現に婚姻をしていないこと。
- 三. 現に未成年の子がいないこと。（※平成20年に「現に子がいないこと」から改正）
- 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

○性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

※性同一性障害に関する教育相談等があったとして、606件の報告がありました。

※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。

平成27年

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」  
（平成27年4月30日児童生徒課長通知）を発出



## 2. 教職員に求められる基本的な姿勢

### (1) 悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めること

教職員が当事者である児童生徒から性的マイノリティに係る相談を受けた際は、教職員を信頼しているからこそ相談していることを踏まえつつ、助言をするのではなく、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。また、当事者でない児童生徒からの相談を受ける場合も考えられます。

特に、性的マイノリティに関する悩みは誰にも相談できずに、戸惑いや不安を抱えていることがあります。当事者である児童生徒が自身のそうした状態を秘匿せざるをえない場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より相談しやすい環境を整えておくことが必要です。このため、まず教職員自身が性的マイノリティの人たちへの心ない言動を慎むことはもちろん、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合、性別不合（出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しない）を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が必要です。教職員の日頃の言動が児童生徒との信頼関係を築きます。悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となれるよう、教職員としての責務を意識することが大切です。

### (2) 性の多様性について正しく理解し、適切に対応、支援ができるように努めること

性のあり方が周囲と異なることが、差別やいじめの原因になることがあります。教職員は、いかなる理由であってもいじめを許さない姿勢を明確にするとともに、適切な知識に基づいていじめを早期発見し、対応する必要があります。そのため、教職員自身が正しく理解し、適切な対応と支援を行えるよう校内研修を行うことも大切です。

### (3) 全ての児童生徒に対して、互いの個性を認め合い、命や人権を尊重する態度を養うこと

集団の中での人間関係づくりを通して、全ての児童生徒に互いに個性を認め合い、命や人権、多様な生き方を尊重しようとする態度を養います。人権教育や「特別の教科 道徳」などを通して、命の大切さや性の多様性に関して正しく理解する機会を設定することも大切です。

いかなる理由であってもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

## 3. 学校における支援について

### (1) 組織的な対応と支援体制づくりについて

当事者である児童生徒への支援は、最初に相談（入学等に当たって保護者からなされた相談を含む）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」や「ケース会議」

等を適時開催しながら対応を進めることが必要です。サポートチームは、既存の生徒指導等に関する組織・会議を活用することも考えられます。

当事者である児童生徒が抱える困り感や必要な支援について情報交換を行い、教職員が共通理解し、系統的な支援を行うことが大切です。性の多様性に関する教職員の理解を深めるために、学習会や校内研修を実施することも大切です。

※「サポートチーム」は当事者である児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

※「サポートチーム」には、相談を受けた者、管理職、担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が考えられます。学校外のチームとしては、教育委員会、医療機関の担当者、進学先の学校の教職員のほか、人権推進課の担当者が考えられます。

## (2) 当事者である児童生徒やその保護者との関係について

教職員等の間における情報共有に当たっては、当事者である児童生徒が自身の性のあり方に関することを可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ、対応を進めることが大切です。

当事者である児童生徒や保護者が抱える困り感や悩み、ニーズを十分に受けとめて対応する必要があります。保護者が当事者の性のあり方に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが大切です。保護者が受容していない場合は、学校における当事者である児童生徒の悩みや不安を軽減すること等を目的として、保護者と十分に話し合い可能な支援を行うことが考えられます。

## (3) 当事者である児童生徒や保護者が悩みや心配を相談しやすい環境整備について

教職員は児童生徒や保護者の悩みや不安を受けとめ、よき理解者となることが大切です。当事者である児童生徒やその保護者は、性のあり方について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当事者である児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていく必要があります。学校は相談に応じる窓口を設置し、全ての児童生徒や保護者に周知することが求められます。

#### 4. 具体的な配慮と各場面における支援について

相談があった場合は、可能な限り希望に寄り添えるように対応を工夫することが求められます。

当事者である児童生徒またはその保護者から相談があった場合は、更衣室やトイレの配慮、予め校内での通称名を定めて使用することや、誰が情報を共有するか等について、当事者である児童生徒、保護者、学校、関係機関等と連携しながら可能な限り希望に寄り添えるように対応を工夫したり、必要なルールを決めたりします。

また、新たな対応やルールの変更が必要となった場合は、児童生徒の成長に合わせて柔軟に対応することが大切です。性のあり方には個人差があるため、希望する対応も様々になると考えられますが、求められたことはひとつの類型として、今後の設備利用や制度を見直す際の視点と捉えることが望まれます。

性別不合などの場合、他者に自分の身体を露出する不快感が強い場合があります。また、戸籍上同性である他者の身体を見てしまうことについて罪悪感が生じる場合があります。性のあり方は、成長に伴い、周囲との兼ね合いやプライバシーに関わる希望も変化していくことが予想されるため、施設の利用については当事者である児童生徒の希望を尊重しながら対応を検討します。

当事者である児童生徒への対応は重要ですが、同時に、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、性別不合の児童生徒に自認している性別のトイレの使用の許可をすることで、周囲の児童生徒がそのトイレを利用しにくく感じる場合があります。そのようなことも考慮し、性別不合の児童生徒に職員用トイレの使用を認める等の対応を行っている例があります。このように、当事者である児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

性別不合の場合だけでなく、性的指向が周囲と異なる児童生徒も同様の問題に直面することがあります。様々な性のあり方に応じて、個々の希望やプライバシーに配慮した対応を行っていくことが肝要です。

平成 27 年 4 月に文部科学省から通知された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」には、以下のような取り組み例が紹介されています。

| 項目           | 学校における支援の事例など                        |
|--------------|--------------------------------------|
| 服装           | 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める             |
| 髪型           | 校則等で定める髪型より長い髪型を一定の範囲で認める<br>(戸籍上男性) |
| 更衣室          | 保健室・多目的トイレ等の利用を認める                   |
| トイレ          | 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める                  |
| 呼称の工夫・通称名の使用 | 校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する通称名で記す         |

|           |   |
|-----------|---|
| 授業        | 体育又は保健体育において別メニューを設定する                              |
| 水泳        | 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）<br>補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する |
| 運動部の活動    | 自認する性別に係る活動への参加を認める                                 |
| 健康診断      | 個別に実施する   |
| 修学旅行等宿泊行事 | 1人部屋の使用を認める<br>入浴時間をずらす                             |

○制服、髪型、部活動、使用物品で性別による違いがある場合について

制服や体育着、水着等、男女で異なる場合は、当事者である児童生徒やその保護者の申し出によって、希望する衣服等の着用について検討します。入学説明会等で事前に選択できることを周知することはもちろん、学校は相談窓口を設定していることも児童生徒や保護者に伝えることが大切です。

○トイレ・更衣室

当事者である児童生徒の希望する施設使用が望ましいですが、周囲の理解、施設面の制約等を考えると希望に添うことが難しい場合も考えられます。当事者である児童生徒の意向を尊重しながら、一元的な対応にならないように工夫します。互いに身体を見る・見られる状況が発生する場なので、空き教室や保健室、職員トイレ、多目的トイレを利用する等の対応を検討します。

○健康診断や宿泊行事

健康診断においては、当事者である児童生徒やその保護者の意向を踏まえた上で個別に実施する等の工夫をし、宿泊行事については、部屋割りや入浴時間を配慮する等の工夫をします。

校外学習においては、安全配慮等の必要から、当該個人を特定して先方に伝えざるを得ない場合は、事前に本人（及び本人了解の上で保護者）に十分な説明を行い、このことについて了解を得る必要があります。

○通称名の使用について

通称名の使用を希望する場合は、当事者である児童生徒とその保護者が希望する通称名を、学校での書類全般で使用をすることを検討します。

○卒業証明書の発行について

指導要録は、学齢簿に基づき記載します。卒業後に戸籍上の性別の変更を行った者から卒業証明書の発行を求められた場合には、戸籍を確認した上で当事者が不利益を被らないように配慮します。

## 5. 医療機関との連携について

医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、当事者である児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、

当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能です。

医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、当事者である児童生徒やその保護者が判断することです。

このため、当事者である児童生徒やその保護者が受診をしない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言等を専門の医療機関に求めることが考えられます。

現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、G I D学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」（平成 27 年 2 月 24 日付）が公開されています。

（参考URL）G I D学会のホームページ

<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、三田市では、性的マイノリティ特設電話相談窓口（12ページ参照）を開設し相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

（参考URL）性的マイノリティ特設電話相談受付

<https://www.city.sanda.lg.jp/jinken/lgbttokusetu.html>

#### 【参考資料】

- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」文部科学省 平成 27 年 4 月
- 「山形市職員・学校教職員のための LGBT 対応サポートハンドブック」山形市 平成 31 年 3 月

### Ⅲ. 三田市の取り組み

#### 1. 特設電話相談


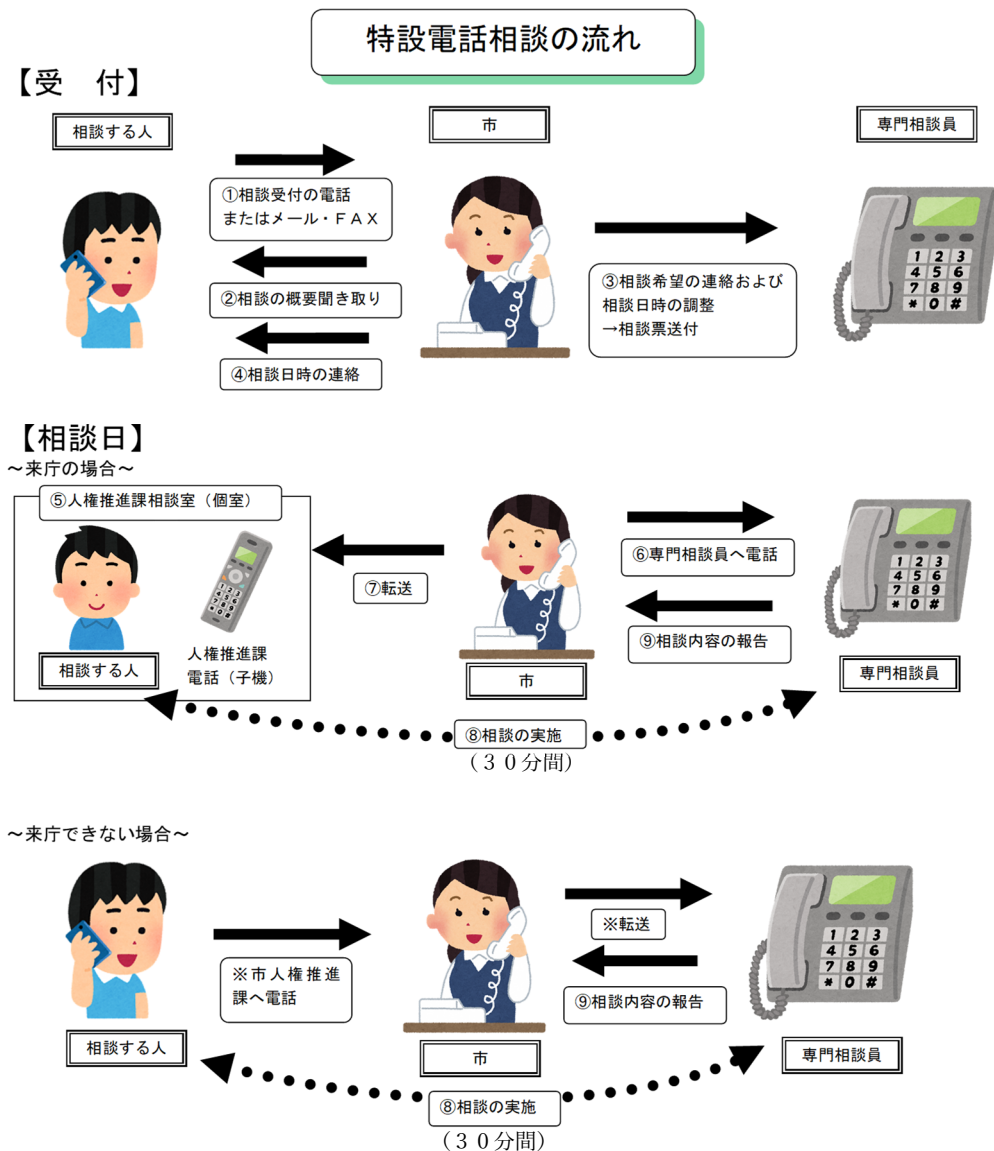
自身の性のあり方について生きづらさを抱えている人たちやその周囲の人を対象に、平成30年4月16日から性的マイノリティ特設電話相談を開設しています。性的マイノリティ当事者やその家族など、相談内容に応じた当事者専門相談員が相談に応じます。

○ ○ ○ 性的マイノリティ特設電話相談 ○ ○ ○

TEL : 079-559-5062 (平日9時~17時)

FAX : 079-559-5063 (24時間)

E-mail : jinken\_u@city.sanda.lg.jp (24時間)



## 2. パートナーシップ宣誓制度

令和元年10月11日から、多様な生き方、個性や価値観を受け入れられ、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざすため、性的マイノリティの二人が、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーであることを宣誓し、市が二人の宣誓を公的に証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、結婚制度のような法律上の効力が生じるものではありませんが、行政がその関係を尊重することに大きな意義があると考えます。

以下、「三田市パートナーシップ宣誓制度の手引き」より抜粋

<https://www.city.sanda.lg.jp/jinken/documents/pa-tona-sipputebiki.pdf>

### 三田市パートナーシップ宣誓制度の手引き



三田市



## 2 宣誓することができる人

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

○成人であること

※未成年の人は宣誓することができません。

○性的マイノリティ当事者であること。

※性的マイノリティとは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者のこと

○三田市民であること、または三田市へ転入を予定していること

※宣誓日当日に三田市民である必要はありませんが、三田市へ引っ越し後14日以内に転入したことがわかるものを提出または提示していただく必要があります。

○結婚していないこと

○他の自治体等でパートナーシップ制度を利用していないこと

※同様の制度を実施している他の自治体等で、パートナーシップの宣誓または登録を行っている人は、宣誓することができません。

○宣誓者同士の関係が近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある人と宣誓をすることはできません。(直系血族、三親等内の傍系血族、直径姻族の関係にある等。次ページの図を参照)

※ただし、宣誓者同士がパートナーシップ関係に基づく養子と養親の関係にある場合、養子縁組を解消すれば宣誓をすることができます。

★パートナーシップ

ここでいう「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約束した、性的マイノリティである2人の関係のこと。

①互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

②互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。

(三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第2条第1号)

### 3 宣誓をするには

宣誓から宣誓書受領証・カード交付までの主な流れは以下のとおりです。

#### (1) 窓口または郵送で事前審査

次ページを確認のうえ、必要書類を揃えて人権推進課へ窓口または郵送で事前審査を行ってください。審査内容を確認し、ご連絡します。書類に不備がなければ宣誓受領証の交付日時を調整します。他の人の予約状況等により、希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

提出先・問い合わせ先  
〒669-1595  
三田市三輪2丁目1番1号  
三田市役所 人権推進課(本庁舎1階)  
TEL:079-559-5148  
FAX:079-562-1294  
E-mail:jinken\_u@city.sanda.lg.jp

※事前審査には1週間ほどかかります。書類に不備等があれば、さらに時間がかかりますので、宣誓書受領証交付日にご希望がある場合は、早めに事前審査を行ってください。

※パートナーシップ宣誓日はパートナーシップ宣誓書に記入された日です。

#### (2) パートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ宣誓書受領証カードの受領

- ・予約したパートナーシップ宣誓書受領証交付日時に必ずお二人そろってお越しください。(交付できる日時は平日の午前9時～午後5時【12時からの1時間及び年末年始除く】です)
- ・本人確認が必要となりますので、事前審査の時に提出した本人確認資料の原本をお持ちください。
- ・ご希望に応じて個室での対応も可能です。

## 4 宣誓に必要なもの

宣誓には以下のものが必要となります。

(1) 事前審査のときに必要なもの

① パートナーシップ宣誓書(様式①)

必要事項を記入してください。表面・裏面とも記入が必要です。

※表面の日付欄に記入した日が宣誓日となります。

② 住民票の写し

1人1通ずつ必要です(3か月以内に発行されたもの)。

※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要

※同一世帯になっている場合は、2人とも記載されているもの1通で可

※三田市に転入予定の場合は、人権推進課にご相談ください。

③ 全部事項証明書(戸籍謄本)

1人1通ずつ必要です(3か月以内に発行されたもの)。

※独身であること及び宣誓をする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書(戸籍抄本)では、審査できませんのでご注意ください。

※全部事項証明書(戸籍謄本)は本籍地の市区町村でないと発行できません。本籍地が遠方の方は郵送で取り寄せることもできますので、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

※外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明・家族関係証明書など)を本国で発行してもらい、日本語の翻訳を添えて提出してください。

④ 本人確認書類の写し(戸籍法施行規則 11-2 に基づく)

お2人とも必要です。個人番号カード(通知書は不可)・運転免許証・旅券など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等で、本人の顔写真が貼付されたものの写し。

以上、4点を人権推進課まで持参されるか郵送で送付してください。審査が終了次第、ご連絡いたします。ご質問等があれば前ページの問い合わせ先までご連絡ください。

・不備があった場合→不備内容について説明しますので、再度提出してください。

・不備がない場合 → 証明書交付日時について調整します。パートナーシップ宣誓書の裏面に交付希望日時を記入しておいてください。

(2) パートナーシップ宣誓書受領証交付のときに必要なもの

○本人確認書類

事前審査で提出した本人確認書類の原本を提示してください。

※代筆者の本人確認も必要です。前ページの「本人確認書類」の中から原本を提示してください。

パートナーシップ宣誓書(見本)

様式①



パートナーシップ宣誓書

三田市長 あて

私たちは、三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定により、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者) (宣誓者)

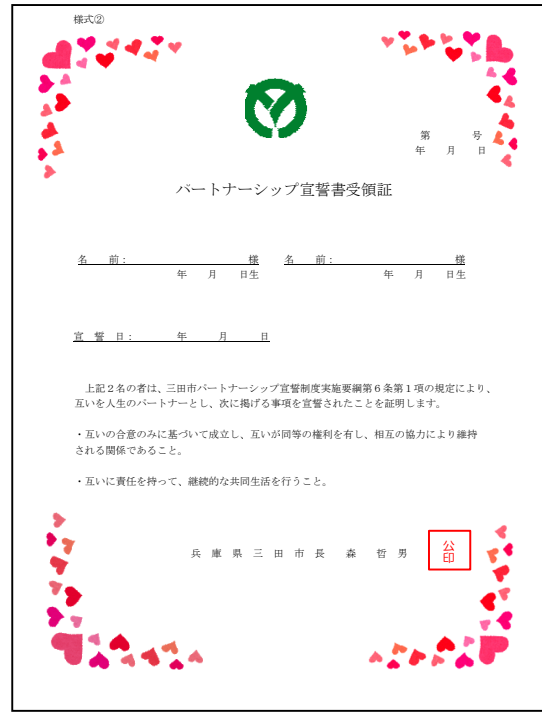
名 前: \_\_\_\_\_ 名 前: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_ 住 所: \_\_\_\_\_

※裏面もご記入ください。

パートナーシップ宣誓書受領証(見本)

様式②



パートナーシップ宣誓書受領証

第 号  
年 月 日

名 前: \_\_\_\_\_ 様 名 前: \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

宣 誓 日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

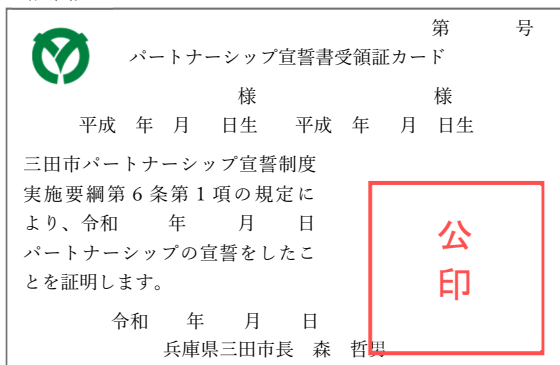
上記2名の者は、三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓されたことを証明します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、互いが同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・互いに責任を持って、継続的な共同生活を行うこと。

兵庫県三田市長 森 哲男 公印

パートナーシップ宣誓書受領証カード(見本)

(表面) パターン1



第 号

パートナーシップ宣誓書受領証カード

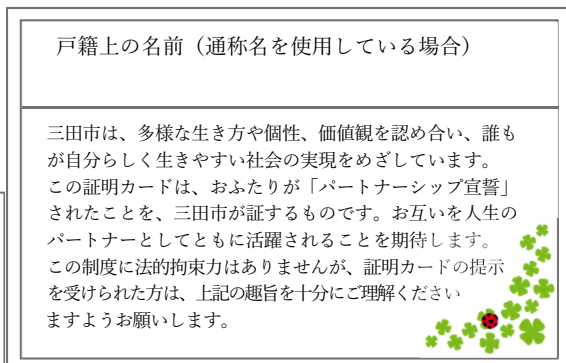
様 様

平成 年 月 日生 平成 年 月 日生

三田市パートナーシップ宣誓制度  
実施要綱第6条第1項の規定に  
より、令和 年 月 日  
パートナーシップの宣誓をしたこ  
とを証明します。

令和 年 月 日  
兵庫県三田市長 森 哲男 公印

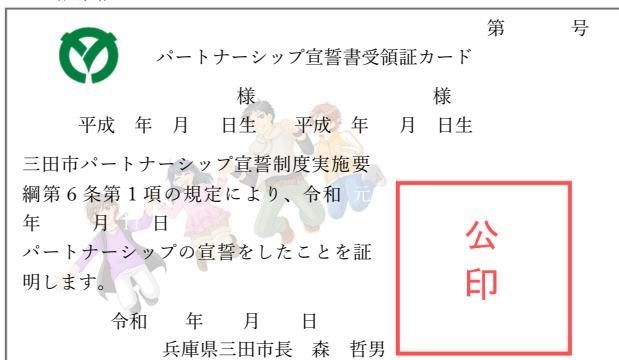
(裏面)



戸籍上の名前 (通称名を使用している場合)

三田市は、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざしています。  
この証明カードは、おふたりが「パートナーシップ宣誓」されたことを、三田市が証するものです。お互いを人生のパートナーとしてともに活躍されることを期待します。  
この制度に法的拘束力はありませんが、証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

(表面) パターン2



第 号

パートナーシップ宣誓書受領証カード

様 様

平成 年 月 日生 平成 年 月 日生

三田市パートナーシップ宣誓制度実施要  
綱第6条第1項の規定により、令和 年 月 日  
パートナーシップの宣誓をしたことを証  
明します。

令和 年 月 日  
兵庫県三田市長 森 哲男 公印

## 5 パートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ宣誓書受領証カードについて

①交付時には記載内容に誤りがないかご確認をお願いします。

②紛失、き損、汚損等の事情により再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式④)を提出してください。申請から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、再交付した場合、下記のとおり再交付したことがわかるように記載します。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証→証明書の右上に「再交付」の文字を四角で囲って記入
- ・パートナーシップ宣誓書受領証カード→裏面特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入

③パートナーシップ宣誓の内容変更

宣誓をした内容に変更が生じた場合は、パートナーシップ宣誓内容変更届(様式⑤)を提出してください。変更後の内容で、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを再交付します。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、②と同様に再交付したことがわかるように記載します。

④パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードの返還

次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式⑥)を添えて、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還しなくてもはいけません。

○当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき

○双方が三田市から住所を移したとき

## 6 Q&A

Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A. ご希望に応じて個室での対応も可能です。提出された書類や、記載されている内容等の大切な個人情報、必ず守られます。

Q パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A. パートナーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の時に提出していただく必要書類の発行には手数料が必要です。

Q パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A. 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、三田市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて行われるものであり、法的な効力はありません。また、宣誓を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

A. この制度は、お二人のパートナーシップの関係を尊重するものです。この制度をきっかけとして性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A. 結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

Q 三田市民でないと宣誓できませんか？

A. 市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。転入予定で宣誓した場合、引っ越してから14日以内に三田市に転入したことがわかるもの(住民票の写し等)を提出または提示してください。

Q 通称名を使用できますか？

A. 性別違和など、市長が必要と認める場合に限り使用することができます。

ただし、パートナーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の名前を記入します。

※通称名とは・・・戸籍等に記載されている名前(本名)とは別に日常的に使用している名前のこと。外国籍の人が使用している日本名や、性別違和の人が使用している自分が思う性別にあった名前など。

Q パートナーシップ宣誓書受領証等はすぐにもらえますか？

A. 宣誓後、すぐにお渡しできます。ただし、宣誓日の 1 週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q 三田市外へ引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A. お2人とも三田市外へ引っ越しすることになった場合、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還していただくこととなります。その際はパートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式⑥)に必要事項を記入し、一緒に提出してください。なお、どちらかお1人だけが三田市外へ引っ越しすることになった場合、手続きが違いますので次のQ&Aを参照してください。

Q 三田市内で引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A. どちらかお1人またはお2人とも市内で住所が変わる場合、宣誓内容に変更が生じることになりますので「パートナーシップ宣誓内容変更届(様式⑤)」を変更内容がわかる書類と合わせて提出してください。

どちらかお1人だけが三田市外へお引越することになった場合も同様の手続きが必要です。

Q パートナーシップ関係を解消することになりました。どうしたらいいですか？

A. パートナーシップ関係を解消した場合、パートナーシップ宣誓書受領証等をお2人とも返還していただくこととなります。その際はパートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式⑥)に必要事項を記入し、一緒に提出してください。

## 「カミングアウト」と「アウティング」

カミングアウトとは、公表していなかった自分の性的指向や性自認について、本人の意志で表明することです。



それに対し、アウティングとは、公表していなかった自分の性的指向や性自認について、本人の了解をえずに他人が暴露することです。

たとえ、本人を思っの行動であったとしても、アウティングはプライバシーの侵害であり重大な人権侵害です。本人の人権、人格、尊厳を著しく傷つける行為になります。



### 3. レインボーステッカー

市では、理解者の輪を広げていくため、レインボーステッカーの貼付を通して、啓発活動などの取り組みを進めています。

#### ＜店舗・事業所配布用＞

性的マイノリティの人々が安心して過ごせる居場所作りにご協力いただいている市内店舗・事業所に貼付いただいています。



#### ＜職員名札用＞

性的マイノリティについての研修を受講した職員は、職員名札に左記のレインボーシールを貼付しています。

### 4. 強化月間の取り組み

三田市では、ナショナル・カミング・アウト・デイ（※）が設定されている10月を性的マイノリティ強化月間とし、次のようなさまざまな事業を実施しています。

※毎年10月11日。自分の性のあり方を自分自身で表明（カミングアウト）した性的マイノリティの人たちを祝い、社会の認識向上を目的とした記念日。

- 駅前、商業施設などでの、啓発グッズ配布など
- 性的マイノリティを学ぶブックフェア開催
- 市役所本庁1階に、性的マイノリティのぼり設置（2か所）
- 性的マイノリティ支援にかかる職員研修
- 人権さんに性的マイノリティをテーマとした記事掲載

#### IV. 性に関する用語

|           |  |
|-----------|--|
| 性的指向      | 性の要素の一つで、恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性別に向かっているかを示すもの  |
| 性自認       | 性の要素の一つで、「男性」「女性」「男性と女性のどちらでもある」「男性と女性のどちらでもない」など、自分自身がどの性別であるかの認識のこと                              |
| 性別表現      | 性の要素の一つで、服装や言葉遣い、振る舞いを、自分自身がどのように表現したいかということ   |
| LGBT      | レズビアン(Lesbian)・ゲイ(Gay)・バイセクシュアル(Bisexual)・トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとったもの。性的マイノリティの総称として使われることが多い |
| SOGI      | 性的指向(Sexual orientation)と性自認(Gender identity)という概念を表す言葉の頭文字をとったもの                                  |
| レズビアン     | 性自認が女性で、性的指向が女性に向く人  |
| ゲイ        | 性自認が男性で、性的指向が男性に向く人  |
| バイセクシュアル  | 性的指向が男性にも女性にも向く人   |
| アセクシュアル   | 同性も異性も好きにならない人   |
| パンセクシュアル  | 人を好きになるときに、相手の性別が条件にならない人  |
| ヘテロセクシュアル | その人の性自認を基準として、性的指向が異性に向く人  |
| トランスジェンダー | 「身体の性」と「性自認」に違和感がある人、「身体の性」と異なる性で生きる(生きたい)人  |
| F to M    | 身体の性は女性だが、男性として生きる(生きたい)人  |
| M to F    | 身体の性は男性だが、女性として生きる(生きたい)人  |
| Xジェンダー    | 身体の性に関わらず、性自認が女性、男性に二分できないトランスジェンダー  |
| クエスチョニング  | 性自認や性的指向が明確でない(明確にさせないことを望む)人  |
| 性分化疾患     | 染色体・性腺・内性器・外性器の発達や機能が、多くの人とは異なる疾患の総称(インターセックスとも言う)   |
| 性別不合      | 出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しないこと  |
| カミングアウト   | 公表していなかった自分の性的指向や性自認について、本人の意志で表明すること  |
| アウトティング   | 公表していなかった自分の性的指向や性自認について、本人の了解をえずに他人が暴露すること  |
| 性同一性障害    | トランスジェンダーの中で、身体的治療を開始するための診断名  |
| アライ       | 多様な性自認・性的指向に理解のある支援者   |



## V. 相談窓口

|   | 窓口名称                                | 電話番号等  | 相談日・時間  |
|---|-------------------------------------|--|---|
| 1 | 三田市性的マイノリティ特設電話相談                   | (予約・問い合わせ先)<br>TEL : 079-559-5062<br>FAX : 079-559-5063<br>E-mail : jinken_u@sanda.lg.jp | (TEL)<br>平日 9 時～17 時<br>(FAX・E-mail)<br>24 時間<br>※年末年始は除く |
| 2 | みんなの人権 110 番<br>(全国共通人権相談ダイヤル)      | TEL : 0570-003-110   | 平日 8 時 30 分～<br>17 時 15 分                                 |
| 3 | よりそいホットライン<br>(一般社団法人社会的包摂サポートセンター) | TEL : 0120-279-338<br>※音声ガイドに従って相談内容を選択  | 24 時間   |
| 4 | LGBTs のための電話相談<br>(大阪弁護士会)          | TEL : 06-6364-6251   | 毎月第 4 月曜日<br>16 時～18 時<br>※祝祭日・年末年始の日程は HP をご覧ください        |

三田市職員・学校教職員のための  
性の多様性への理解促進に向けたハンドブック  
～誰もが自分らしく暮らせるまち三田をめざして～

令和2年（2020年）4月

発行 三田市・三田市教育委員会  
編集 三田市性的マイノリティ支援検討委員会  
担当 福祉共生部共生社会推進室人権推進課  
イラスト ゆきみん